

令和5年度

償却資産（固定資産税）申告のご案内

市内に事業用の償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在の資産の状況を1月31日までに申告する必要があります。

償却資産とは、会社や個人の方が事業のために所有している資産です。

所得税・法人税の確定申告において必要経費に算入されるものは、必ず償却資産の申告が必要です。

◆申告が必要な方

令和5年1月1日現在、会社や個人で工場や商店などを経営している方、アパートや駐車場を貸し付けている方、農業等を営んでいる方で、その事業に用いることができる償却資産を市内に所有している方。

◆対象資産

構築物、機械・装置、車両・運搬具、工具・器具・備品など

※自動車税・軽自動車税の対象となるものは償却資産の対象外です。

※初めて申告する方は、所有している全ての事業用資産について申告してください。

※所有する償却資産の課税標準額の合計が150万円未満（免税点未満）の場合、固定資産税は課税されませんが、申告は必要です。

◆申告方法

償却資産申告書・種類別明細書を1月31日（必）までに資産税課へ提出

※申告書および明細書は、資産税課窓口または同課ウェブページで入手

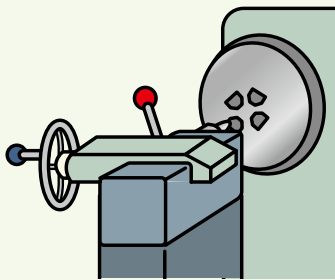
※eLTAX（エルタックス）による電子申告も利用できます。



◆注意事項

申告漏れの資産があることが判明した場合、最大で5年間さかのぼって課税されます。過年度分に係る市税は、一括納付が原則です。

なお、償却資産が未申告とみられる場合、国税庁等の資料により、資産内容を確認させていただく場合があります。※令和4年度より調査に基づき推計課税を実施しています。



問合せ
資産税課（2階）
☎（20）1579 FAX（20）1609

家屋調査にご協力ください



※職員は「固定資産評価補助員証」を必ず携帯しています。

家屋を取り壊したときは届け出を

登記をしている家屋を取り壊したときは、法務局で建物滅失登記を行ってください。登記をしていない（未登記）家屋の場合は、市役所の資産税課へ家屋滅失届出書の提出をお願いします。届け出がない場合、誤って課税してしまう原因になりますのでご注意ください。

なお、年の途中で取り壊した場合でも、基準となる1月1日現在に家屋が存在していた場合は、その年の4月からの固定資産税が全額課税されます（月割はありません）。

◆家屋調査の流れ

①対象となる家屋の所有者の方に日程調整のご連絡をします。

②調査当日は職員が訪問し、建築確認申請書類や図面等の必要書類を借用させていただきます。また、コピー後に返却し調査を行います。

問合せ
資産税課（2階）
☎（20）1579 FAX（20）1609